

事業者のためのトラブル事例

傾向と対策

るののような業務・業態であってもお客様とのトラブルリスクがあります。不動産・建築業においても例外でなく、多くの事業者はコンプライアンスの整備など、トラブルを未然に防ぐための取り組みを行っていると思いますが、発生してしまったトラブルもあります。ここでは、不動産事業者が直面してしまったトラブルのパターンと、その対策について紹介します。

一般社団法人日本不動産仲裁機構

離婚と住宅ローンに関するトラブルも、不動産が関わるケースは決して少なくありません。最も多い事例としては、夫婦共働きの世帯が共有する。したがって、夫婦できちんと持ち家に関する取り決めを行い、折り合いをつけると、最も多くあります。

名義で住宅ローンを組んで家を購入したが、その後離婚をしてしまったという結果を迎えた場合があります。このようなケースでのスムーズな解決策は、①住宅ローンを繰り上げて返済してどちらか一方の単独名義にする、②家を売却する、といった方法がありますが、実際に繰り上げ返済をするだけの貯蓄がない、また売却してもオーバーローンとなってしまふなど、ハドルの高い解決策になりま

離婚と住宅ローンに関するトラブル解決事例としては、①「所有権が夫婦共有で、ローンも夫婦の連帯債務であったため、了承した夫一人に所有権とローンを一本化した」、②「所有権が夫単独でローンも夫単独だが、妻が連帯保証人となっていたケースでは、妻の保証を解除する為、夫単独で他の金融機関に借り換えて行った」、③「所有権が夫

【第6回】離婚と住宅ローンに関するトラブル

間20年を30年にする」といって日々の返済額を圧縮する」とができた事例もあります。

そして、トラブル解決のために何よりも大切なものが夫と妻の合意形chengです。これからマイホームをどのように取り扱っていくのか。しっかりと互いの意見を述べ合い、着地点を探していくなければなりませんが、どうしても感情的になって話合

に行いました。この方式でしたら、当事者が顔を合わせる必要はありません。

離婚と住宅ローンのトラブル解決を支援する事業者の方は、「未来に向かって進んでいこう」ところ当事者の意識を引き出せるよう、サポートしていくただければと思います。



ADR相談からみる
けたい」という意向があつたため、妻が不動産を買い取ることに且つ、手渡り

いが進まない」「互いの主張を一步も譲らない」などの問題が起りがちです。

（二）挙げた事例のように、離婚と住宅ローンに関するトラブル解決には、改めて住宅ローンを活用するのが有効なケースが多く、例えば元妻が家を引き取り、住み継ぎでローンを返済していくというケースであれば、月の各種ローン返済額18万円を一本化して0万円（ままで

合によるトラブル解決手法であるADRです。また、日本不動産仲裁機構の実施するADRでは「別席調停」や「電話調停」という形で話し合いを進めることができます。別席調停は、調停人が当事者を交互に任意の場所に呼び、要望等を聞きながら話し合いを進めていくというものです。電話調停ではこれを電話等にて行います。この方式でしたら、当事者が顔を合わせる必

離婚と住宅ローンのトラブル解決を支援する事業者の方は、「未来に向かって進んでいい」ところ当事者の意識を引き出せるよう、サポートをしていくべきだけれど問題